

令和4年度大学教育再生戦略推進費
地域活性化人材育成事業～SPARC～
Q&A

令和4年3月18日（掲載時点）

文部科学省高等教育局
大学振興課大学改革推進室

目次

| | |
|--|---|
| 問 1. タイプ①とタイプ②で取組要件はどう異なるか。 | 4 |
| 問 2. タイプ①は学部等の再編（改組）を要件としているがいくつ以上の大学において実施 する必要があるか。 | 4 |
| 問 3. タイプ①の学部等の再編（改組）は、必ず設置審にかける必要があるか。 | 4 |
| 問 4. 1 大学等について 1 学位プログラムの申請が必要とあるが、当該学位プログラムに所 属する学生全員が本事業による教育プログラムを受けないといけないのか。 | 4 |
| 問 5. 大学等連携推進法人は申請時に設立している必要があるか。 | 5 |
| 問 6. 大学院・短期大学・高等専門学校のみでも事業の対象となるか。 | 5 |
| 問 7. 事業責任大学と参加校では何が異なるか。 | 5 |
| 問 8. 申請にあたり、国立、公立、私立の全ての大学を含めて連携しないとイケないのか。 | 5 |
| 問 9. 同一法人複数設置形態の大学は本事業の対象となるのか。 | 5 |
| 問 10. 連携する大学等の数に上限はあるか。 | 6 |
| 問 11. 事業期間中に連携する大学等が変更となることは差し支えないか。 | 6 |
| 問 12. 申請する場合、大学、短期大学、高等専門学校の全ての学校種を含めて連携しない といけないか。 | 6 |
| 問 13. 令和 4 年度改組を予定している学部等が参画することは可能か。 | 6 |
| 問 14. 産学官金の地域連携プラットフォームの構築とあるが、全てのアクターと連携する ことが必須か。 | 7 |
| 問 15. 産学官金の地域連携プラットフォームの構築の中で「金：金融機関」を産業界と分 けているのはなぜか。 | 7 |
| 問 16. 産学官金連携における「産：産業界」と「官：地方公共団体」の定義をどのように 考えればよいか。 | 7 |
| 問 17. 地域連携プラットフォームはいつまでに形成する必要があるのか。 | 7 |
| 問 18. 申請時点で、連携する全ての大学等、事業協働機関の了解を得ていない場合、申請 することは可能か。 | 8 |
| 問 19. 連携する大学等に外国の大学を含めることは可能か。 | 8 |
| 問 20. 既に大学等連携推進法人を設立している場合、タイプ②への申請は可能か。 | 8 |
| 問 21. 本事業に申請する全ての大学が連携開設科目を開設する必要があるのか。 | 8 |
| 問 22. 連携開設科目はそれぞれ何単位分開設する必要があるか。 | 8 |
| 問 23. 他大学が開講する連携開設科目について、「〇単位以上修得するカリキュラムとしな ければならない」といったような修得条件はあるか。 | 9 |

| | |
|---|----|
| 問 24. 連携開設科目はいつから開設する必要があるのか。 | 9 |
| 問 25. 高等専門学校も連携開設科目をすることが求められるのか。 | 9 |
| 問 26. 本事業で開設する科目は、卒業要件の外の選択科目・自由科目として開設してもよ いか。 | 9 |
| 問 27. 取組要件③の教育プログラムの再構築は、新たなカリキュラムを設置することを意 味するのか。 | 10 |
| 問 28. STEAM 教育を基盤とするとあるが、具体的にはどのような科目を開設する必要があ るのか。 | 10 |
| 問 29. 文理横断型の教育プログラムにおける STEAM に関する科目については、教養・専門 科目や選択・必修科目は問われず、正課内の科目として開設すれば良いのか。 .. | 10 |
| 問 30. 地域課題 PBL や地域学とはどのような内容を想定しているか。 | 10 |
| 問 31. アントレプレナーシップ教育の実施とあるが、その趣旨は何か。また、どの規模・ 密度で実施する必要があるか。 | 11 |
| 問 32. 地域課題 PBL やアントレプレナーシップ教育等について、いつまでに開講する必 要があるのか。 | 11 |
| 問 33. 地域課題 PBL やアントレプレナーシップ教育等について、正課内の科目とすると あるが、必修科目である必要はあるか。 | 11 |
| 問 34. 高大接続の取組は、具体的に想定しているものは何か。 | 11 |
| 問 35. 高大接続の取組はいつまでに実施する必要があるか。 | 12 |
| 問 36. 学士課程を活用し、社会人等を対象とした地域産業の高度化等に貢献する体系的な 履修証明プログラムの構築や講座の開講等の取組とあるが、社会人等を対象に新た に授業科目を開設することは可能か。 | 12 |
| 問 37. 高大接続や履修証明プログラム等については、参加する全大学で実施することが求 められるのか。 | 12 |
| 問 38. 大学間で連携した教育プログラムの再構築に取り組むにあたり、遠隔授業の活用が 想定される。遠隔授業により実施する授業科目については、修得する単位数は 60 単位が上限とされているが、本事業においてもこの上限は適用されるのか。 | 13 |
| 問 39. 三つのポリシーの見直しも必要なのか。卒業要件を変えない場合でも、開設科目の 変更が求められる以上、カリキュラム・ポリシー（特に学位プログラムレベル）の 変更は必須であるということか。 | 13 |
| 問 40. 資金計画に関し、補助期間内を通じて事業の資金規模（補助額と自己財源の合計額） を維持する必要があるのか。また、補助期間終了後に質が下らないようにするには 具体的にどういうことか。補助期間内と同じ額を確保することを求められるもので はない、との理解でよいか。 | 13 |
| 問 41. 申請にあたり、事業計画に大学負担分を計上する必要があるか。 | 14 |
| 問 42. 本プログラムの実施における大学等連携推進法人が負担する経費を補助対象とする | |

| | | |
|-------|---|----|
| | ことは可能か。 | 14 |
| 問 43. | 申請資格のうち、入学定員超過率の計算の基準日はいつになるのか。申請時点か、 あるいは特定の日付けになるのか。 | 14 |

問1. タイプ①とタイプ②で取組要件はどう異なるか。

本事業で行う取組は、公募要領のとおり共通ですが、事業終了後に目指す姿が異なります。タイプ①は学部等の再編（改組）を、タイプ②は本事業の継続及び取組のさらなる発展を実施していただきます。

問2. タイプ①は学部等の再編（改組）を要件としているがいくつ以上の大学において実施する必要があるか。

参加する大学のうち半数以上の大学で、学部又は学科の再編^(※1)を求めます。なお、要件の対象となるのは、大学の学部段階のプログラムのみであり、短期大学、高等専門学校は含みません。このため、例えば4大学、2短期大学で事業に参加している場合、2大学で学部等の再編が必要となります。

なお、文系・理系の学部を総合的に有するいわゆる「総合大学」に限定し、当該大学の文系学部と理系学部の枠を超えた学部、学科又は学部等連係課程を設置することも再編^(※2)と定義することとします。

※1 ここでの再編とは、①当該大学が授与する学位の分野の変更を伴うもの（学位の分野は「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成15年文部科学大臣告示第39号）による。）をいう。

※2 ここでの再編は、②文系学部と理系学部（理学、工学、農学）の枠を超えた学部等を設置するものをいう。

※3 なお、「半数以上」について、整数で割り切れない場合は、端数は切り捨てて考えてください。
例えば、5大学で事業に参加している場合、そのうち2大学以上で学部等の再編が必要となります。

問3. タイプ①の学部等の再編（改組）は、必ず設置審にかける必要があるか。

届出設置で可能か、あるいは認可設置が必要かは個別具体的に大学設置・学校法人審議会で判断される事項です。また、国公立大学ごとに手続きが異なるため、文部科学省の担当者にご相談ください。

問4. 1大学等について1学位プログラムの申請が必要とあるが、当該学位プログラムに所属する学生全員が本事業による教育プログラムを受けないといけないのか。

教育プログラムの開発・試行段階においては、当該学位プログラムに所属する学生全員が受ける必要はありませんが、開発・試行を経て教育プログラムの再構築や学部等の再編

を行った後は当該学位プログラムに所属する学生全員が、本事業による教育プログラムを受ける必要があります。なお、当該プログラムに所属する学生全員が共通の教育を受けたうえで、一部の学生のみを対象に発展的なプログラムを提供することは妨げません。

問5. 大学等連携推進法人は申請時に設立している必要があるか。

申請時に設立していることは要件としませんが、中間評価を実施する令和7年度まで(令和7年3月まで)に大学等連携推進法人を設立することを求めます。

問6. 大学院・短期大学・高等専門学校のみでも事業の対象となるか。

学部段階での改革を想定としており、大学院や短期大学・高等専門学校のみでの取組は対象としません。

問7. 事業責任大学と参加校では何が異なるか。

事業責任大学が、各大学等が連携する取組の申請者となる点で異なります。なお、事業を実施する上で、その役割、責任等において事業責任大学と参加校の違いは特段ないと考えていますので、参加校においても責任をもって取組を実施することが必要です。

問8. 申請にあたり、国立、公立、私立の全ての大学を含めて連携しないといけないのか。

本事業においては、異なる設置形態の複数の大学が連携し、大学等連携推進法人を設立することを求めます。この際、国公立の全ての大学を含む必要はありません。

問9. 同一法人複数設置形態の大学は本事業の対象となるのか。

本事業においては、同一法人に設置される大学のみでの連携は想定していません。必ず別法人の大学を連携に加える必要があります。

問10. 連携する大学等の数に上限はあるか。

特段の上限はありませんが、取組を確実に行うことができるよう、構成大学等の実質的な連携とするため、過度に参加校の多い取組は推奨しません。

問11. 事業期間中に連携する大学等が変更となることは差し支えないか。

本事業の申請の際には、事業計画をしっかりとご検討いただき連携事業機関と調整いただいたうえで、事業計画を提出し計画のとおり事業を実施していただくことを期待しています。このため、事業期間中に参加校の大きな変更は想定していません。本事業による取組を発展させる目的で1、2大学等が新たに加わることは考えられるものの、そのような場合においても事業計画の遂行に支障が生じないようによくご検討ください。

問12. 申請する場合、大学、短期大学、高等専門学校の全ての学校種を含めて連携しないといけないか。

本事業においては、複数大学の連携による学部教育段階の取組を要件としており、その上で短期大学や高等専門学校と連携することも可能です。大学以外の学校種を含めた連携は申請要件ではありません。

問13. 令和4年度改組を予定している学部等が参画することは可能か。

タイプ①の場合、本事業においては産学官金による地域連携プラットフォームを構築し、STEAM 教育を基盤とした学部教育の見直しを行うことが要件となっており、本事業を通じて再度学部等の再編を求めますので、申請は現実的ではないと考えます。

また、タイプ②の場合についても、申請することは構いませんが、改組したばかりの大学が学年進行中に再度計画の変更を検討することになり、学生の混乱を招く懸念があると思われるので、その点も留意した上で検討をお願いします。

問14. 産学官金の地域連携プラットフォームの構築とあるが、全てのアクターと連携することが必須か。

必須です。ただし、大学以外の地域連携プラットフォームの参画機関に対しては、本補助金を配分することはできません。

問15. 産学官金の地域連携プラットフォームの構築の中で「金：金融機関」を産業界と分けているのはなぜか。

地銀等をはじめとする地域の金融機関は、その業務の性質上様々なアクターと触れ合うことから、地域産業の現状や将来像について知見を有しており、近時、金融業以外のコンサルティング業務等を行っております。そうした機能を有する地銀等が人材養成に参画し、地域に真に必要とされる学位プログラムを構築することが有用だと考えられるため、産業界とは切り分けています。

問16. 産学官金連携における「産：産業界」と「官：地方公共団体」の定義をどのように考えればよいか。

本事業における産業界とは、特定の業界団体を想定していません。様々な業種が集まっている、各地域に所在する商工会議所等の経済団体を想定しています。

また、地方公共団体については都道府県や市町村における一部局ではなく、首長（あるいは首長が指名する者）の下、当該地方公共団体全体での参加協力を求めます。

問17. 地域連携プラットフォームはいつまでに形成する必要があるのか。

本事業では、既存の教育プログラムを地域が求める人材に必要な文理横断型の教育プログラムへと再構築することを求めています。当該プログラムは地域連携プラットフォームを活用した地域・産業界等との議論・連携に基づき構築・再編されるものであることから、事業期間中の早期に地域連携プラットフォームを形成し活動を開始することが期待されます。

問18. 申請時点で、連携する全ての大学等、事業協働機関の了解を得ていない場合、申請することは可能か。

申請時点で連携する全ての大学等の長の了解を得ていることが必要です。了解を得ていない場合は、本事業に申請することはできません。また、事業協働機関についても機関の了解を得ていることが必要となります。

問19. 連携する大学等に外国の大学を含めることは可能か。

連携する大学等に含めることはできませんが、取組の中で協力することは差し支えありません。したがって、外国の大学に当該補助金を交付することはできません。

問20. 既に大学等連携推進法人を設立している場合、タイプ②への申請は可能か。

可能です。ただし、産学官金による地域連携プラットフォームを構築し、STEAM 教育を基盤とした学部教育の見直しを行うことが必要です。

問21. 本事業に申請する全ての大学が連携開設科目を開設する必要があるのか。

申請に参画する大学は、連携開設科目を開設するか、再構築する学位プログラムにおいて他大学が開設した連携開設科目を活用し少なくともその一部を必修科目とするかの、いずれかを行う必要があります。

問22. 連携開設科目はそれぞれ何単位分開設する必要があるか。

STEAM 教育を基盤とした教育プログラムを各大学で実施するにあたって、各大学の既存の教育リソースによって必要な単位分が異なってくるのが想定されます。したがって、各大学の教育プログラムが地域社会から真に求められるものにしていただくよう工夫いただいた上で、連携開設科目の比重が異なってくると考えられます。

問23. 他大学が開講する連携開設科目について、「○単位以上修得するカリキュラムとしなければならない」といったような修得条件はあるか。

そうした条件は設けておりませんので、各大学において再構築する教育プログラムの内容に応じて単位数を定めてください。

問24. 連携開設科目はいつから開設する必要があるのか。

事業期間中に連携開設科目を活用した取組を実施することが求められます。本事業は連携開設科目を活用しながら、大学間連携を通じて教育プログラムの再構築を図ることを目的としており、事業期間中に4年分の教育プログラムの開発・試行を行うものであることを踏まえ、合理的な時期に実施してください。

問25. 高等専門学校も連携開設科目をすることが求められるのか。

連携開設科目は、大学等と連携して科目を開設する制度であり、高等専門学校は対象外であるため、本事業において高等専門学校に対して連携開設科目の開設は求めません。高等専門学校がどのように本事業に参加するかは、申請者において検討し判断してください。

問26. 本事業で開設する科目は、卒業要件の外の選択科目・自由科目として開設してもよいか。

本事業は大学間連携により学位プログラムの再構築を求めるものであり、原則として、学位取得に至る授業科目をどのように履修させるのか、また、各学位プログラムに設定するディプロマ・ポリシーとそれを踏まえた履修要件に係る授業科目の配置と運営、そのために必要な教学マネジメント上の工夫についての提案がなされることを求めます。

自由科目等を設定し、計画に含めることを排除するものではありませんが、その要否については、上記のことも十分に踏まえて検討するようにしてください。

問27. 取組要件③の教育プログラムの再構築は、新たなカリキュラムを設置することを意味するのか。

本事業では、まずは各大学における既存のカリキュラムを、地域のニーズを反映した文理横断型のカリキュラムへと再構築いただくことを求めます。その上で、新たに教育プログラムを設置することは妨げません。

問28. STEAM 教育を基盤とするとあるが、具体的にはどのような科目を開設する必要があるのか。

STEAM 教育とは、Society5.0 において必要となるスキルである「Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics」の頭文字をとった用語であり、具体的な科目の内容については、地域連携プラットフォームで徹底して議論いただいた上で開設いただくことを想定しております。したがって、必ず開設を求める科目等はありませんが、いわゆる文系・理系といった区分で完結することがないように、提案してください。

問29. 文理横断型の教育プログラムにおける STEAM に関する科目については、教養・専門科目や選択・必修科目は問われず、正課内の科目として開設すれば良いのか。

本事業により再構築する文理横断型の教育プログラムについては、再構築する学位プログラムに所属する全学生が履修する必要があると考えていることから、必修科目としてください。

問30. 地域課題 PBL や地域学とはどのような内容を想定しているか。

本事業において、地域課題 PBL とは、各地域が抱える課題を題材に、地域社会の人々と連携した実践的な問題解決型の学修を想定しています。また地域学とは、各地域にどのような課題や特性があるか、フィールドワーク等を通じて行う学修です。

(地域課題 PBL ・地域学のいずれも、学外講師や実務家教員の活用が想定されます。)

問31. アントレプレナーシップ教育の実施とあるが、その趣旨は何か。また、どの規模・密度で実施する必要があるか。

アントレプレナーシップ教育の取組を要件化する趣旨は、自ら社会の課題を発見し、周囲のリソースや環境の制限を超えて行動を起こし、新たな価値を産み出す思考法や人材を育成することにあります。(必ずしも大学内ベンチャーを起業することを企図しているわけではありません。)

どの程度の規模と密度で実施する必要があるかは、各学位プログラムでどこに比重を置くか、カリキュラム全体のバランスを鑑みて、編成いただければ構わないので、各自の判断にお任せします。

問32. 地域課題PBLやアントレプレナーシップ教育等について、いつまでに開講する必要があるのか。

他の取組要件を満たしていれば、地域課題PBLやアントレプレナーシップ教育等の開講時期は問いません。

問33. 地域課題PBLやアントレプレナーシップ教育等について、正課内の科目とするとあるが、必修科目である必要はあるか。

必修科目としてください。

問34. 高大接続の取組は、具体的に想定しているものは何か。

高大接続は入試改革だけのことではなく、高校生と大学生の間における“学び”を接続することが重要です。高校の課程において「探究」の授業が導入された趣旨を踏まえると、高校においても地域や学問を探究する機会が求められており、今回の SPARC で取り組む地域連携活動は大学だけで完結することはもったいないと考えています。

具体的な高大接続の取組としては、様々な形態があるかと思いますが、例えば、

- ・文系の高校生にも身近な社会課題を提示して自然科学系の面白さや意義が伝わる授業科目を開設し、高校の学びと大学の学修を接続すること。
- ・18歳人口の流出を地域課題として捉え、大学生と高校生が共に地域の魅力について考え

て実効的な解決策を提案すること
など、様々な取組が考えられます。

また、我が国では理工系における女子比率が極端に低くジェンダーギャップが生じていることは政府としても課題と認識しています。理工系学部を中心に、女子生徒の進学を促すことにも積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

なお、制度改正により、高校在籍中に大学で先取り履修した内容を単位として認定し、当該大学に入学後に修業年限通算することが可能となりました。これにより、本事業の高大接続活動を通じて高校生が地域や大学への関心と理解を深め、進学した際にはすでに大学での単位も修得しているというインセンティブを持たせることにもつながります。

問35. 高大接続の取組はいつまでに実施する必要があるか。

高大接続の取組についての実施時期は定めていませんが、他の取組との兼ね合いも含め合理的なスケジュールで実施してください。

問36. 学士課程を活用し、社会人等を対象とした地域産業の高度化等に貢献する体系的な履修証明プログラムの構築や講座の開講等の取組とあるが、社会人等を対象に新たに授業科目を開設することは可能か。

社会人用に新たに授業科目を開設することは可能です。ただし、本事業においては地域連携プラットフォームにおいて徹底的に議論を行った上で、真に地域に求められる教育プログラムを再構築することから、当然に社会人等を対象とした教育プログラムを構築するに有用な科目があることが想定され、学士課程のリソースを活用して構築という要件とします。そのため、学士課程における授業科目も活用し、履修証明プログラムの構築や社会人等も対象とした講座・講習・セミナーの実施等に取り組むことを求めます。

問37. 高大接続や履修証明プログラム等については、参加する全大学で実施することが求められるのか。

全ての大学で実施する必要はなく、事業責任大学及び参加校のうち1大学以上で実施することを求めます。ただし、オンラインを活用することなどにより、すべての参画大学・参画地域でアクセス可能なものとしてください。

問38. 大学間で連携した教育プログラムの再構築に取り組むにあたり、遠隔授業の活用が想定される。遠隔授業により実施する授業科目については、修得する単位数は60単位が上限とされているが、本事業においてもこの上限は適用されるのか。

本事業においても、60単位を上限とします。

問39. 三つのポリシーの見直しも必要なのか。卒業要件を変えない場合でも、開設科目の変更が求められる以上、カリキュラム・ポリシー（特に学位プログラムレベル）の変更は必須であるということか。

本事業による取組の内容と既存の三つのポリシーとの間で齟齬が生じないのであれば、必ずしも改定する必要はありませんが、地域連携プラットフォームにおいてゼロベースで教育内容を検討し、再構築することから、三つのポリシーを改訂することが当然必要になってくるものと認識しています。

問40. 資金計画に関し、補助期間内を通じて事業の資金規模（補助額と自己財源の合計額）を維持する必要があるのか。また、補助期間終了後に質が下らないようにするには具体的にどういうことか。補助期間内と同じ額を確保することを求められるものではない、との理解でよいか。

本事業については、教育システムの改革が目的となっていることから、資金計画に関しては、必ずしも、事業の資金規模の維持を求めるものではありません。

ただし、

- ・ 補助期間内においては、事業目的の実現に必要な事業規模を確実に確保するとともに、補助期間終了後の自己財源による事業実施への円滑な移行に向けて、事業期間内から、補助額の段階的な通減と自己財源の確保が計画的に行われること
- ・ 補助期間終了後も、効果の見られた取組については継続し、着実な定着を実現すること

を前提として、必要な資金の見通しが明確かつ具体的に説明されることを求めます。

問41.申請にあたり、事業計画に大学負担分を計上する必要があるか。

必ずしも必要ありません。大規模な取り組みの場合、または事業終了後の継続性を担保するために必要であれば、事業後半で自己負担を計上することは考えられます。

問42. 本プログラムの実施における大学等連携推進法人が負担する経費を補助対象とすることは可能か。

大学教育再生戦略推進費では、補助事業者は「大学、短期大学及び高等専門学校を設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び地方公共団体に限る。）」としており、国から大学等連携推進法人に対して直接補助することはできません。

本プログラムの実施に必要な業務として大学と大学等連携推進法人の間で委任契約を結んだ場合は、「委託費」として計上することは可能です。

また、大学等連携推進法人に対して各参画校が会費を負担する場合、その会費が本プログラムの実施に必要な業務にあてられる場合は「その他（諸経費）」として計上することも可能です（大学等連携推進法人において本プログラムに係る業務以外の経費が生じた際は、その経費に対して本補助をあてることはできません。）。

いずれにせよ、どのような経費に補助金があてられたのか対外的に説明が付くよう書面等で証拠書類を残しておき、補助金の適切な執行管理に努めてください。

問43. 申請資格のうち、入学定員超過率の計算の基準日はいつになるのか。申請時点か、あるいは特定の日付けになるのか。

令和4年5月1日付の学生数により確認する予定です。